

入札説明書

この入札説明書は、「大津市消費生活センター電話設備等賃貸借（リース）」に係る一般競争入札について、関係法令に定めるもののほか、入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項について定めるものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 大津市消費生活センター電話設備等賃貸借（リース）
- (2) 賃借物件 電話設備等一式
- (3) 賃貸借期間 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
- (4) 賃借物件の仕様 仕様書のとおり
- (5) 納入業者 大津市浜大津一丁目1番26号 NTT西日本株式会社滋賀支店

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和8年度大津市物品供給等入札参加資格者名簿の「リース」に登録されている者であること。
- (6) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ（ア）にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定にする会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア) 又は (イ) と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねてい

る場合

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア) から (ウ) までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3 入札参加資格の審査の申請方法

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出

し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第4号の受付期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書（令和8年度分で大津市の入札参加申請（以下「指名願」という。）を提出している者は、「指名願提出済」欄にレ点を付すこと。）

イ 実績調書

ウ 入札参加資格審査結果通知返信用封筒（長形3号の封筒に返信先を記載し、460円切手を貼り付けたもの）

- (2) 前号ア及びイに掲げる書類の様式は、大津市ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。なお、令和8年度大津市委託業務入札参加申請において、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合は、提出書類の申請者は受任者でもって記名することとし、押印を要する書類は受任者でもって押印すること。

ただし、実績調書に記載する内容は本店又は支店契約のものも有効とする。

- (3) 申請者は、第1号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において指定の提出方法により市長に提出すること。

- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間、受付場所及び受付方法は、次のとおりとする。

ア 受付期間

令和8年7月6日（月）から同年7月15日（水）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津4階 大津市消費生活センター

ウ 方法

第3号(4)イの受付場所に持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、郵便局の窓口で「一般書留便」又は「簡易書留便」のいずれかの手続きをし、入札参加資格審査結果通知書が到着するまで「受領証（お客様控）」を保管すること。郵便事故等については申請者のリスク負担とし、申請書等の到着確認の問い合わせには、一切応じない。封筒は、別記1「郵便入札送付用封筒記入例」に基づき、表面には「受付期限」及び件名「大津市消費生活センター電話設備等賃貸借（リース）」を記入のうえ、「入札参加申請書在中」と朱書きし、表面又は裏面に申請者の所在地・商号又は名称・代表者職氏名を記入し、宛先は「大津市消費生活センター行」として郵送すること。

なお、申請書等はアの受付期間に必着とする。

（これら以外の方法により提出した場合は、受付期間内に到着したものであっても無効とする。）

送付先 〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津4階

大津市消費生活センター宛て

- (5) 郵送費を含め書類の作成に係る費用は、入札参加資格の有無及び入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格は提出された書類により審査し、その結果は、令和8年7月17日（金）以降に入札参加資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合、入札者の資格を失うものとする。
- (3) 入札参加資格がないと認定された者には、第1号の通知書にその理由を付す。

なお、入札参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この説明を求める場合は、令和8年7月24日（金）までに大津市消費生活センターへその旨を記載した書面を提出すること。

5 契約条項を示す場所及び期間

契約書及び仕様書については、大津市消費生活センターにおいて閲覧することができる。
閲覧期間は、令和8年7月6日（月）から同年7月14日（火）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

6 入札方法

本件入札は、入札書を郵送する方法（以下「郵便入札」という。）により行い、入札者が一堂に会することなく執行する。

7 入札条件

- (1) 入札書の到達期限 令和8年7月29日（水）午後5時までに必着
- (2) 入札（開札）日時 令和8年7月30日（木） 午前10時
- (3) 入札（開札）場所 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津4階
大津市消費生活センター 会議室
- (4) 郵送方法

入札書及び見積内訳書（以下「入札書等」という。）を次号の封入方法で郵送により提出すること。

郵送は、郵便局の窓口で「一般書留便」又は「簡易書留便」の手続きをし、開札が終了するまで「受領証（お客様控）」を保管すること。

なお、入札書等は第1号の受付期間内に「大津市消費生活センター」に必着とする。この場合において、指定した方法以外の郵送、持参、電報、電子メール又はファックス等によるものは認めない。

- (5) 封入方法及び送付先

入札書等を封筒に入れ、別記1「郵便入札送付用封筒記入例」に基づき、封筒表面には「開札日」及び件名「大津市消費生活センター電話設備等賃貸借（リース）」を記入のうえ「入札書在中」と朱書きし、封筒表面又は裏面には入札者の所在地・商号又は名称・代表者職氏名を記入し、「大津市消費生活センター行」として郵送すること。

送付先 〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津4階

大津市消費生活センター宛て

- (6) 入札保証金 大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「契約規則」という。）
第5条による。なお、当該取扱いについては、審査結果と併せて通知する。
- (7) 予定価格 公開しない。
- (8) 最低制限価格 設定しない。
- (9) 契約保証金 契約規則第24条による。
- (10) 入札回数 3回までとする。（再度入札についても郵便入札とする。）
- (11) 支払条件

毎年度後払いとし、適法な請求書を受領後、30日以内に支払う。

各年度の支払金額は、落札金額を60か月で均等に割って算出した金額に、初年度については契約月から年度末までの月数を、2年目から5年目までの年度については12か月を、契約満了年度については年度初月から契約満了月までの月数をそれぞれ乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えた金額とする。

- (12) 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とする。

開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。

この場合は、入札者があらかじめ入札書の「くじ番号」欄に記載した3桁の任意の値及び郵送の際の一般書留便又は簡易書留便の引受番号（受領証に「お問い合わせ番号」として表記されたもの）を、別記2「くじによる落札決定の方法」に定める所定の計算式に当てはめて算出した結果により落札者を決定する。

なお、「くじ番号」欄に3桁の任意の値が記載されていない場合は、「000（ゼロゼロゼロ）」を選択したものとする。

- (13) 入札に関する注意事項

ア 入札書は、本市の指定様式とし、入札参加申請書の本社の代表者名（当該申請書で支社・支店・営業所長等に全権を委任している場合は、その者）で行うこととし、代理人による入札は認めない。また、入札書のくじ番号欄に3桁以内の任意の値を記入すること。

イ 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額（賃借料総額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 見積内訳書

入札書には必ず見積内訳書（件名、入札者の所在地・商号又は名称・代表者職氏名を記載）を添えて第4号の郵送方法により提出すること。見積内訳書は一式計上ではなく、数量、単価を明示し、積算内容がわかるものとする。見積内訳書の提出がない場合は入札に参加できない。

エ 入札書等は、大津市消費生活センターに到達したときをもって入札書等の提出があったものとみなし、本市到達後の入札書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができない。

また、郵便事故等については入札者のリスク負担とする。

オ 開札の立会い

(ア) 入札参加者は開札に立会うことができる。ただし、立会いを希望する場合は、開札立会申請書（様式第2号）を令和8年7月29日（水）正午までに大津市消費生活センターへ電子メール又はファックスにて送信しなければならない。

※電子メール又はファックス以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール又はファックスの送信に当たっては、確認のため、送信した旨、大津市消費生活センターへ電話連絡すること。

送信先アドレス otsul113@city.otsu.lg.jp

送信先ファックス番号 077-521-2193

電話番号 077-528-2662

(イ) 本人又は法人の代表以外の者（以下「代理人」という。）が立会いを希望する場合は、立会人委任状（様式第3号）を開札当日に持参しなければならない。

(ウ) 代理人は、同一入札において、2者以上の代理人となることはできない。

(エ) 入札参加者に立会いを希望する者がいない場合は、施行令第167条の8第1項及び契約規則第10条第2項に基づき、当該入札事務に関係ない職員を立ち合わせ、開札するものとする。

(オ) (ア)に定めた期日までに開札立会申請書（様式第2号）の提出が無い者は開札に立会うことができない。また、開札立会申請書（様式第2号）が提出されている者であって代理人が立会を希望する場合、開札当日に立会人委任状（様式第3号）を持参しなければ開札に立会うことができない。

カ 入札説明会

実施しない。

キ 質問について

疑義等がある場合には、令和8年7月9日（木）午後5時までに質問書（様式はホームページに掲載のものを使用）を大津市消費生活センターへ電子メールにて送信すること。

※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、大津市消費生活センターへ電話連絡すること。質疑項目がない場合は提出不要

送信先アドレス otsul113@city.otsu.lg.jp

電話番号 077-528-2662

質問回答日時 令和8年7月13日（月）以降に本市ホームページ上（ホーム＞事業者向け＞入札・契約＞一般競争入札＞質問・回答）に掲載

ク 入札の無効

(ア) 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

a 契約規則第13条に該当する入札

b 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札

c 入札書に件名のない又は間違いのある入札

d 第7項第1号で指定する到達期限より後に大津市消費生活センターに到達した入札

e 一般書留便又は簡易書留便以外の方法で提出された入札

f 1 枚の封筒の中に、複数案件の入札書等を同封した入札

g 同一入札について、複数の入札書等が提出されたとき。

h 封筒に記載された件名、入札者の所在地、名称等が入札書に記載されたものと相違するとき。

i 入札書が同封されていない入札

j 見積内訳書が同封されていない入札

(イ) (ア) の規定により無効とされた入札書等は、返却しないものとする。

ケ 入札の辞退

令和 8 年 7 月 2 9 日（水）午後 5 時までに大津市消費生活センターへ辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、入札書等を郵送した後であっても入札の辞退を認めるものとし、その申出は辞退届の提出をもって行う。

コ 再度入札

開札の結果、落札となるべき者がなく当該入札を中止する理由もない場合は、2 回を限度として再度の入札を執行することとし、再度入札の入札書受付期間、入札（開札）日時その他必要事項を再入札通知書により通知する。

サ 費用の負担

郵送費を含め当該入札に係る費用については、入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

シ 入札結果の通知等

落札者を決定した場合は、落札者には速やかに電話又はファックス（当該入札の立会人として参加している場合は口頭）により連絡するとともに書面にて契約締結に必要な事項を指示することとし、落札者以外の入札参加者には、当該入札の立会人として参加の有無にかかわらず、入札結果を書面にて通知する。

また、入札結果は大津市ホームページに掲載するとともに、その写しを大津市消費生活センターにおいて閲覧に供する。

ス 異議の申立

入札参加者は、関係法令等及び入札説明書に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかった場合も同様とする。

セ その他

この説明書に記載のない事項は、契約規則及び入札心得による。

8 この入札に関する問合せ先

〒520-0047 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 明日都浜大津 4 階

大津市消費生活センター 電話 077-528-2662